

ケイマン籍オープン・エンド契約型公募外国投資信託

みずほABトラストシリーズ

みずほUSハイインカム・ボンド・ファンド

 米ドル建クラス /  豪ドル建クラス

投資信託説明書(交付目論見書)

- ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読みください。
- ファンドに関するより詳細な情報を含む投資信託説明書(請求目論見書)が必要な場合には、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付されます。なお、請求を行った場合には、投資者がその旨を記録しておくこととされておりますのでご注意ください。
- また、EDINET(金融庁の開示書類閲覧に関する電子開示システム)で有価証券届出書等が開示されておりますので、ファンドの詳細内容はWEBサイト(<https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/>)でもご覧いただけます。
- この交付目論見書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- この交付目論見書により行うファンドの受益証券の募集については、管理会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年1月31日に関東財務局長に提出しており、2025年2月1日にその届出の効力が生じております。また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を2025年4月30日に関東財務局長に提出しております。
- ファンドの受益証券の価格は、ファンドに組み入れられている有価証券等の値動きの他に為替変動による影響を受けます。これらの運用または為替相場の変動による損益は、すべて投資者の皆様に帰属します。

重要事項

ファンドは、主として債券等に投資を行います。ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は、組入れ債券の値動き等の影響により変動し、投資元本を割り込むことがあります。また、投資する金融・証券市場が、当該国・地域の政治、経済および社会情勢の変化によって混乱した場合には、受益証券1口当たり純資産価格が大きく変動することがあります。さらに、ファンドの受益証券の1口当たり純資産価格は外貨建てで算出されるため、当該通貨建てでは投資元本を割り込んでいない場合でも、為替変動により、円貨でお受取りの際には、円換算ベースでは投資元本を割り込むことによる損失を被ることがあります。ファンドに生じた損益は投資者の皆様に帰属します。ファンドは元本が保証されている商品ではありません。

ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の変動要因としては、主に「ハイイールド債に関するリスク」、「信用リスク」、「金利変動リスク」、「為替変動リスク」などがあります。詳細については、後記「投資リスク リスク要因」をご参照ください。

関係法人

管理会社／副投資運用会社

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー

- みずほABトラストシリーズーみずほUSハイインカム・ボンド・ファンド(以下「ファンド」といいます。)の資産の運用・管理、受益証券の発行・買戻業務を行います。また、投資運用会社から委託を受けて、ファンドの副投資運用会社業務を行います。
- 管理会社は、アメリカ合衆国デラウェア州法に基づく、リミテッド・パートナーシップです。米国に本拠地を置き、世界27の国・地域、53都市に拠点を有する投資運用会社で、投資運用業務および投資助言業務を提供しています。2024年12月末日現在、総額約7,922億米ドル(約125兆円)の資産を運用しています。
- 2024年12月末日現在、管理会社の出資者に帰属するパートナー資本(Partners' capital attributable to AllianceBernstein Unitholders)の額は、約48.73億米ドル(約7,708億円)です。

(注) 米ドルの円貨換算は、2024年12月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=158.18円)によります。

受託会社

インタートラスト・トラステーズ(ケイマン)リミテッド

- ファンドの受託業務を行います。

投資運用会社

アセットマネジメントOne株式会社

- ファンドの投資運用業務を行います。

保管会社／管理事務代行会社／ 登録・名義書換事務代行会社

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー

- ファンド資産の保管業務、管理事務代行業務および登録・名義書換事務代行業務を行います。

販売会社

株式会社みずほ銀行

- ファンドの受益証券の販売および換金(買戻し)の取扱業務を行います。

代行協会員

アライアンス・バーンスタイン株式会社

- ファンドの代行協会員業務を行います。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

主として米ドル建てのハイイールド債券に分散投資を行い、高いインカムゲインの獲得と長期的な信託財産の成長を追求します。

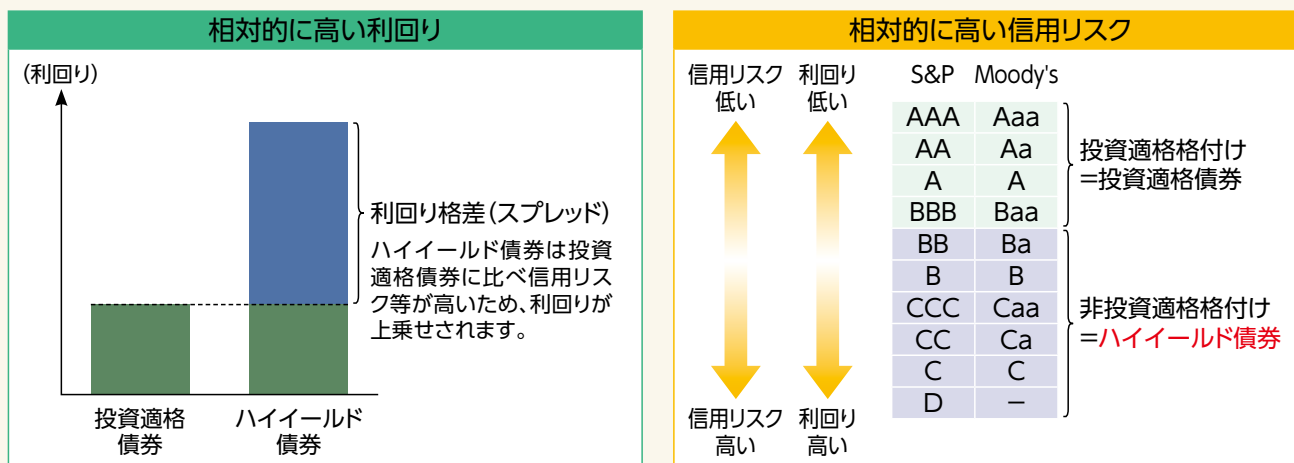
ファンドの特色

①主として米ドル建てハイイールド債券に投資します。

BB格相当以下の格付けが付与されている米国のハイイールド社債を主要な投資対象とします[※]。

<ハイイールド債券の特徴>

ハイイールド債券は投資適格債券に比べて、債務不履行等のリスクが高くなる分、利回りが高い傾向にあります。



上記はあくまでイメージであり、全ての債券にあてはまるとは限りません。

※複数の格付機関が同一銘柄について異なる格付けを付与している場合、どちらか低い方の格付けを採用します。
3ページの「ファンドの主な投資方針」を併せてご確認ください。

②取得申込通貨の異なる2つのクラスからご購入いただけます。

取得申込通貨の異なる2つのクラスをご用意しています。

豪ドル建クラスは、豪ドル・米ドル間の為替変動リスクを低減するために、米ドル売り・豪ドル買いの為替ヘッジ取引を行います。

クラス	取得申込通貨	主な保有資産	為替取引の手法
米ドル建クラス	米ドル	米ドル建てハイイールド債券	保有資産について、為替取引を行いません。
豪ドル建クラス	豪ドル		保有資産について、米ドル売り・豪ドル買いを行います。

③ハイイールド債券の運用は、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーが行います。

ハイイールド債券の運用は、投資運用会社であるアセットマネジメントOne株式会社の委託を受けて、副投資運用会社であるアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーが行います。

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーは、グローバルなリサーチ体制を活用して運用を行います。

④毎月分配を行うことを目指します。

毎月の最終ファンド営業日を分配基準日とし、以下の分配方針に基づいて分配を行います。

<分配方針>

管理会社は、毎月分配を行うことを目指します。

原則、各クラスの受益証券に帰属する利息収入(報酬控除後)について、分配を行う予定です[※]。

管理会社の判断により、分配を行わないことがあります。

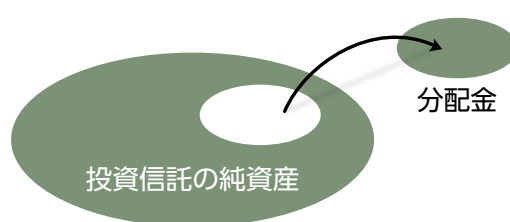
また、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※各クラスの受益証券に帰属する実現益、未実現益、および分配可能な元本からも分配を行うことがあります。
2ページの「分配金に関する留意事項」を併せてご確認ください。

分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、1口当たり純資産価格は下がります。なお、分配の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

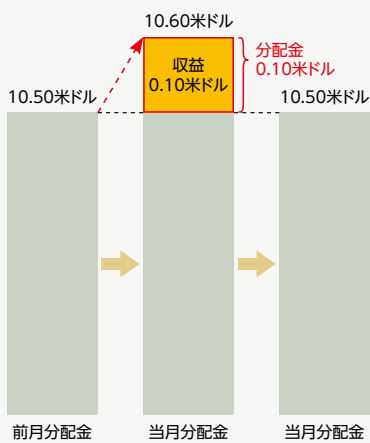


- 分配金は、分配計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があります。その場合、分配金支払い後の1口当たり純資産価格は前月分配金支払い後と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも分配計算期間中におけるファンドの損益状況を示すものではありません。

(米ドル建クラスの場合)

分配計算期間中に発生した収益の中から分配金を支払う場合

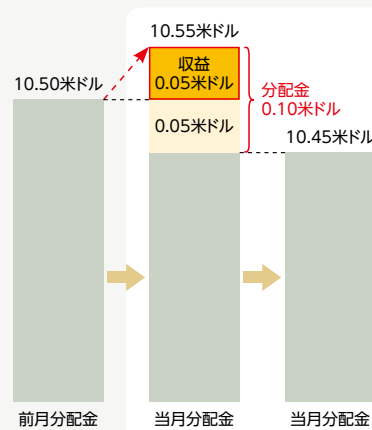
ケースA



分配計算期間中に発生した収益を超えて分配金を支払う場合

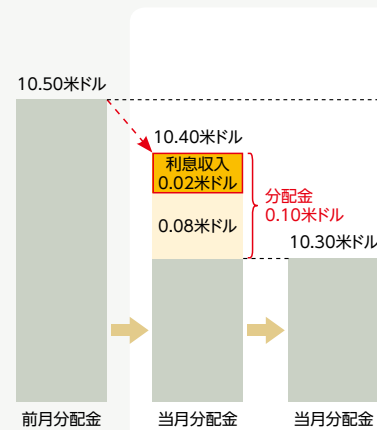
ケースB

前月分配金支払い後より1口当たり純資産価格が上昇した場合



ケースC

前月分配金支払い後より1口当たり純資産価格が下落した場合



※上記はイメージであり、実際の分配金額や1口当たり純資産価格を示唆するものではありませんのでご注意ください。

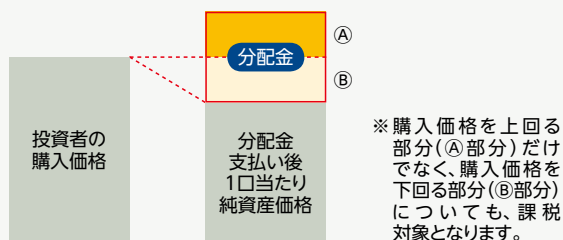
上記のそれぞれのケースにおいて、前月分配金支払い後から当月分配金支払い後まで保有した場合の損益を見ると、以下のとおりとなります。

ケースA：0.10米ドル(分配金) + 0米ドル(当月分配金支払い後と前月分配金支払い後との1口当たり純資産価格の差) = 0.10米ドル
 ケースB：0.10米ドル(分配金) + ▲0.05米ドル(当月分配金支払い後と前月分配金支払い後との1口当たり純資産価格の差) = 0.05米ドル
 ケースC：0.10米ドル(分配金) + ▲0.20米ドル(当月分配金支払い後と前月分配金支払い後との1口当たり純資産価格の差) = ▲0.10米ドル

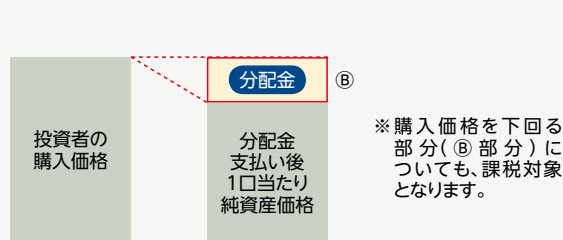
- ★ A、B、Cのケースにおいては、分配金は全て同額ですが、1口当たり純資産価格の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金額」と「受益証券1口当たり純資産価格の増減額」の合計額でご判断ください。

- 投資者の受益証券購入価格によっては、以下のとおり、分配金の一部または全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。また、ファンド購入後の運用状況により、分配金額より1口当たり純資産価格の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



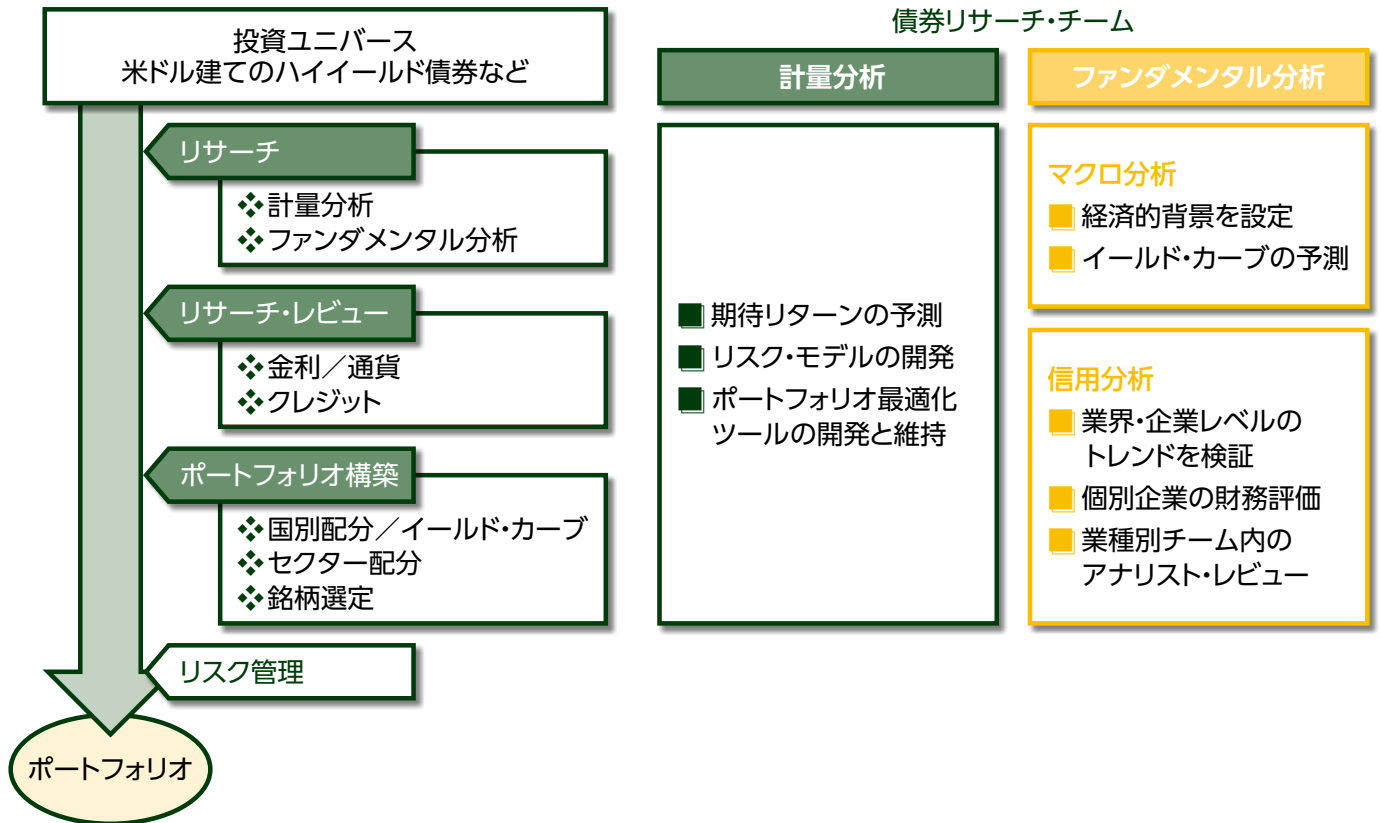
分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※投資者の購入価格にかかわらず、分配金は全て課税対象となります。詳細は、後記「手続・手数料等」の「税金」をご参照ください。

運用プロセス

副投資運用会社によるファンドの運用は、債券リサーチ・チームによる計量分析とファンダメンタル分析に基づき、ハイイールド債券運用チームが行います。



※上記の運用プロセスは2025年2月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

ファンドの主な投資方針

- 通常、純資産総額の80%以上を米国の社債に投資します。
- 通常、純資産総額の80%以上をハイイールド債券に投資します。
- CCC格相当以下の格付けが付与されている債券への投資割合は、純資産総額の35%以内とします。
- 格付けが付与されていない債券への投資割合は、純資産総額の10%以内とします。
- 1発行体当たりの投資割合は、純資産総額の3%以内とします(米国国債を除きます。)
- 株式、株式関連証券(転換証券を含みます。)または株式関連デリバティブへの投資は行いません。債務の株式化等により、意図せず株式、株式関連証券(転換証券を含みます。)または株式関連デリバティブを取得した場合、ファンドは同証券を可及的速やかに売却します。
- 債券の投資にあたっては米ドル建て債券以外への投資は行いません。
- ハイイールド債券とは、Moody's社によりBa1以下の格付け、S&P社によりBB+以下の格付け、または国際的に認知されている格付機関の少なくとも1社による同等の格付けを付与されている非投資適格債券を指します。
- 市況動向やファンドの資産状態によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの主な投資制限

- 株式、株式関連証券(転換証券を含みます。)または株式関連デリバティブへの投資は行いません。
- ファンドの総資産の50%以上を金融商品取引法第2条第1項に定義される「有価証券」に投資します。ただし、ファンドの運用開始直後、および／または大量の買戻請求が予想される場合を除きます。
- 有価証券の空売りは行いません。
- 投資信託受益証券または投資証券への投資は行いません。
- 借入総額がファンドの純資産総額の10%を超えることになる借入れは禁止されています。ただし、合併等の非常事態または緊急事態の場合には、一時的に10%の制限を超過することができます。
- 流動性の低い資産への投資は、純資産総額の15%以下とします。
- 受託会社、管理会社、投資運用会社、副投資運用会社または受益者以外の第三者の利益のための取引といった受益者保護に反するまたはファンドの資産の適正な運用を害する取引は禁止されています。

管理会社は、受益証券が販売される国の法令および規則を遵守するため、受益者に適合する、あるいは受益者の利益となる場合には、随時、追加の投資制限を課す可能性があります。

投資リスク

リスク要因

ファンドは、組み入れられる有価証券の値動き等による影響を受けて、その受益証券1口当たり純資産価格が下落または上昇する外国投資信託です。**投資者の投資元本は保証されているものではなく、受益証券1口当たり純資産価格の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。投資信託は預貯金と異なります。**ファンドへの投資はリスクを伴い、運用による損益は全て投資者に帰属します。ファンドの主なリスク要因は以下のとおりです。なお、ファンドへの投資に伴うリスク要因は、以下に限定されるものではありません。詳細については、投資信託説明書（請求目論見書）の該当箇所をご参照ください。

<ハイイールド債券に関するリスク>

ハイイールド債券は、通常上場市場より透明性が低く、買い気配値と売り気配値との間のスプレッドの大きい相対取引が行われます。また、一般に価格変動が大きく、担保付の債券に比べて弁済順位が劣後することがあります。金利動向が主な価格変動要因である高格付けの債券に比べ、ハイイールド債券の市場価値は個別企業の経営状況による影響をより強く受ける傾向にあります。また、ハイイールド債券は、高格付けの債券に比べ、より経済情勢に敏感です。著しい景気後退は、ハイイールド債券の市場に深刻な混乱を生じさせ、債券価値に悪影響を与える可能性があります。さらに、このような景気後退により、債券の発行体が元本および金利を支払うことができなくなり、債務不履行が発生する可能性があります。

<信用リスク>

ファンドが投資する債券やその発行体について、債務が履行されない（債務不履行）、当該発行体の財務状況が悪化する、または信用格付けが引下げになる場合があります。このような事由は、ファンドの1口当たり純資産価格が下落する要因となります。

<金利変動リスク>

債券の投資価値は、一般的な金利水準の変動に応じて変動します。金利低下時は、債券の価格は一般的に上昇しますが、金利の低下が景気後退の前兆とみなされる場合には、ファンドの保有する債券の価格は金利の低下とともに下落することがあります。逆に、金利上昇時は、債券の価格は一般的に下落します。

<為替変動リスク>

豪ドル建クラスは、ファンドの基軸通貨である米ドルと取得申込通貨である豪ドルとの間の為替レートの変動による影響を減らし、米ドル建てのリターンとより密接に連動するリターンを提供することを目的とするため、為替ヘッジにより、豪ドル・米ドル間の為替エクスポージャー（米ドル建資産を保有することによって、米ドルの為替変動リスクにさらされている資産の度合いをいいます。）の低減に努めますが、かかる為替ヘッジが完全に有効であるとの保証はありません。通常、米ドルの短期金利が豪ドルの短期金利より高い場合は、金利差相当分のヘッジコストがかかります。

その他の留意点

ファンドの受益証券のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

リスクの管理体制

投資運用会社では、運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。また、運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。

実質的にファンドの運用を行う副投資運用会社は、ファンドが保有するポジションのリスクおよびファンドの総合的なリスクの影響を監視・測定するリスク管理体制を採用しております。副投資運用会社では、関連するポートフォリオ運用チームがそれぞれのポートフォリオ内のリスク管理について一次的な責任を有しております。加えて、ポートフォリオ運用機能からは独立した監視を行う以下のチームが存在します。

<副投資運用会社のリスク管理体制>

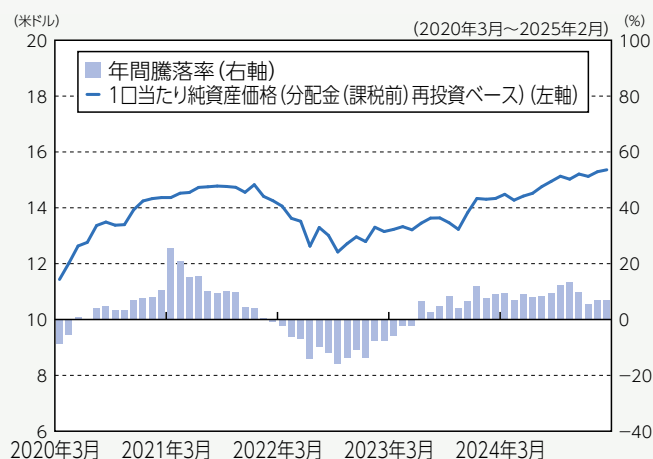
コンプライアンス部門	法令およびポートフォリオ運用ガイドラインその他のガイドラインの遵守を確保します。
リスク管理部門	信用リスクおよび取引相手方リスクを含む運用上およびその他のリスクを監視および評価します。
内部監査部門	社内規定および手続き等の遵守状況を評価します。

参考情報

下記グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

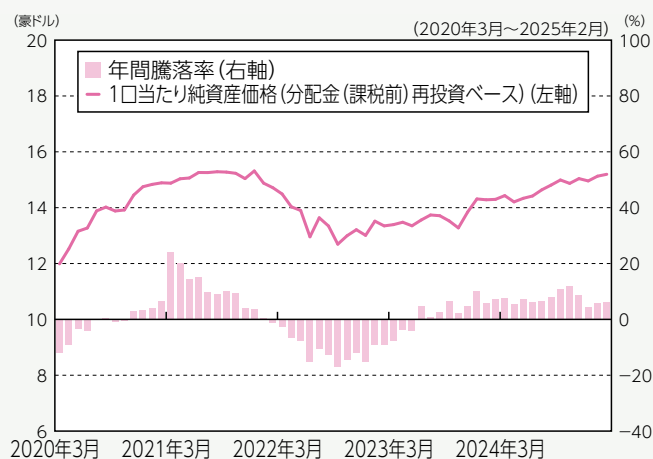
米ドル建クラス

ファンドの1口当たり純資産価格(分配金(課税前)再投資ベース)・年間騰落率の推移
2020年3月から2025年2月の5年間に於けるファンドの1口当たり純資産価格(分配金(課税前)再投資ベース)(毎月末時点)と、年間騰落率(毎月末時点)の推移を示したものです。



豪ドル建クラス

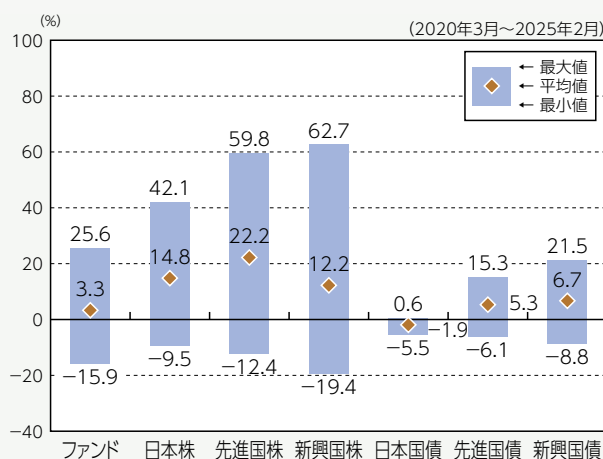
ファンドの1口当たり純資産価格(分配金(課税前)再投資ベース)・年間騰落率の推移
2020年3月から2025年2月の5年間に於けるファンドの1口当たり純資産価格(分配金(課税前)再投資ベース)(毎月末時点)と、年間騰落率(毎月末時点)の推移を示したものです。



- 1口当たり純資産価格(分配金(課税前)再投資ベース)および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したとみなして計算したものであり、実際の1口当たり純資産価格および実際の1口当たり純資産価格に基づき計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

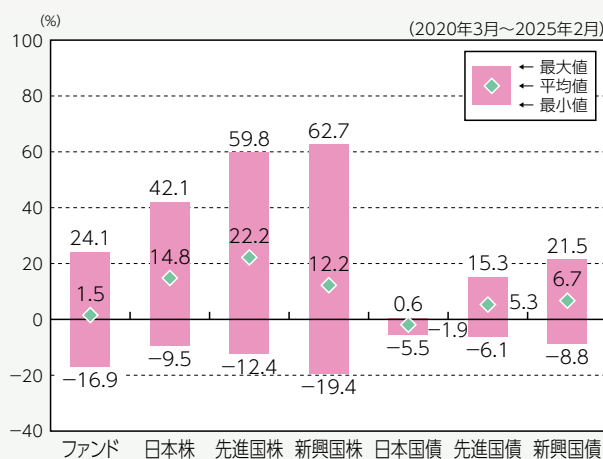
ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

2020年3月から2025年2月の5年間に於ける年間騰落率(毎月末時点)の平均と振れ幅を、ファンドと他の代表的な資産クラスとの間で比較したものです。



ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

2020年3月から2025年2月の5年間に於ける年間騰落率(毎月末時点)の平均と振れ幅を、ファンドと他の代表的な資産クラスとの間で比較したものです。



- 上記グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- 上記グラフは、2020年3月から2025年2月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示したものです。
- ファンドの騰落率は、税引前の分配金を再投資したとみなして計算した騰落率であり、実際の1口当たり純資産価格に基づき計算した騰落率とは異なる場合があります。
- ファンドの年間騰落率は、クラス受益証券の表示通貨である米ドルまたは豪ドル建てで計算されており、円貨に為替換算されておりません。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

***各資産クラスの指数**

日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

先進国株・・・MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債・・・NOMURA-BPI国債

先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

(注)海外の指数は、円貨に為替換算しております。

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社が算出し公表する、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

※金額および比率を表示する場合には、四捨五入しております。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。

純資産の推移

米ドル建クラス

純資産総額	18,637,332.39米ドル
1口当たり純資産価格	9.06米ドル

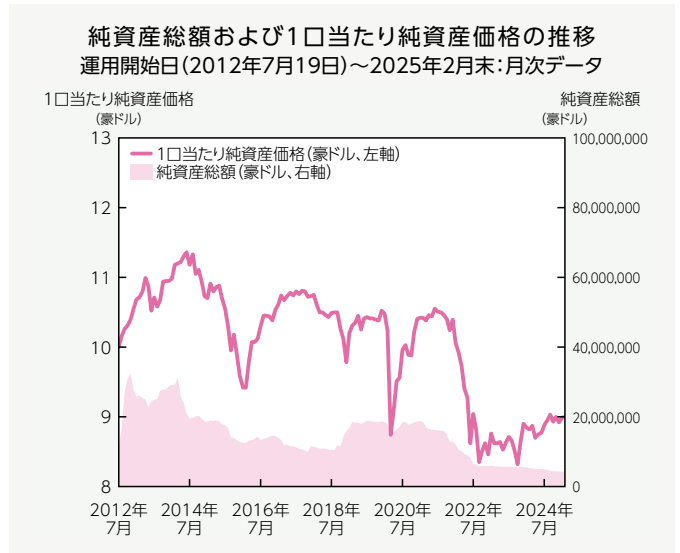
※2025年2月末現在



豪ドル建クラス

純資産総額	4,261,301.14豪ドル
1口当たり純資産価格	9.00豪ドル

※2025年2月末現在



分配の推移 (1口当たり、税引前)

米ドル建クラス

会計年度または期間	分配
第8会計年度(2019年8月1日～2020年7月31日)	0.3904米ドル
第9会計年度(2020年8月1日～2021年7月31日)	0.3985米ドル
第10会計年度(2021年8月1日～2022年7月31日)	0.3607米ドル
第11会計年度(2022年8月1日～2023年7月31日)	0.3767米ドル
第12会計年度(2023年8月1日～2024年7月31日)	0.3787米ドル
直近の1年間(2024年3月1日～2025年2月末)	0.3560米ドル

(注)当該会計年度または当該期間における累計額を記載しています。

豪ドル建クラス

会計年度または期間	分配
第8会計年度(2019年8月1日～2020年7月31日)	0.4149豪ドル
第9会計年度(2020年8月1日～2021年7月31日)	0.4178豪ドル
第10会計年度(2021年8月1日～2022年7月31日)	0.3865豪ドル
第11会計年度(2022年8月1日～2023年7月31日)	0.3821豪ドル
第12会計年度(2023年8月1日～2024年7月31日)	0.3832豪ドル
直近の1年間(2024年3月1日～2025年2月末)	0.3595豪ドル

(注)当該会計年度または当該期間における累計額を記載しています。

主要な資産の状況

ファンドの主要銘柄(上位10銘柄)

(2025年2月末現在)

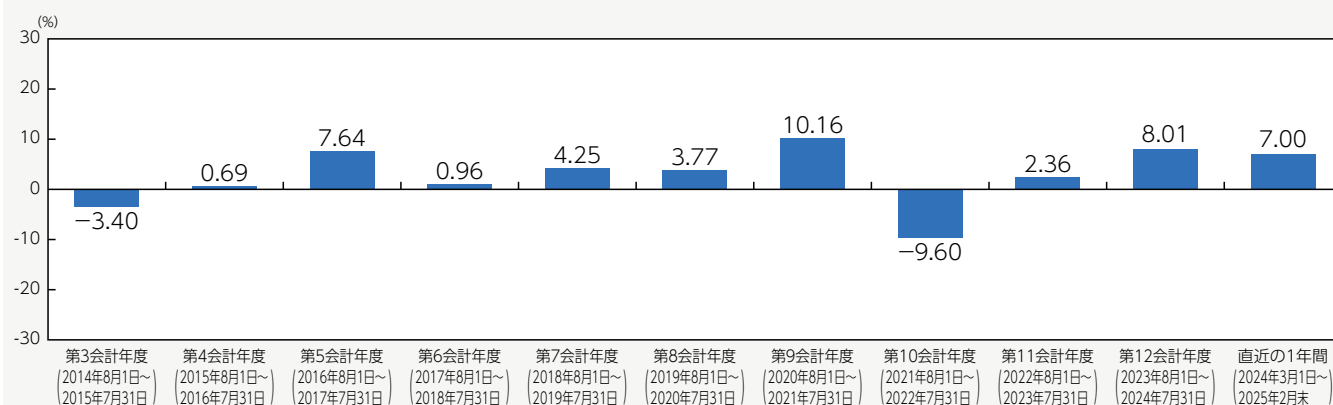
順位	銘柄	国名	種類	利率(%)	償還日	投資比率(%)
1	CCO Holdings LLC/CCO Holdings Capital Corp.	アメリカ合衆国	社債	4.500	2033年6月1日	1.92
2	Jaguar Land Rover Automotive PLC	イギリス	社債	5.875	2028年1月15日	1.20
3	AerCap Global Aviation Trust	アイルランド	社債	6.500	2045年6月15日	1.08
4	CSC Holdings LLC	アメリカ合衆国	社債	3.375	2031年2月15日	1.07
5	First Quantum Minerals Ltd.	ザンビア	新興国市場-社債	6.875	2027年10月15日	0.97
6	Bank of Ireland Group PLC	アイルランド	社債	5.601	2030年3月20日	0.96
7	Ford Motor Credit Co. LLC	アメリカ合衆国	社債	4.000	2030年11月13日	0.94
8	Intesa Sanpaolo SpA	イタリア	社債	5.710	2026年1月15日	0.94
9	Resorts World Las Vegas LLC/RWLV Capital, Inc.	アメリカ合衆国	社債	4.625	2029年4月16日	0.85
10	NatWest Group PLC	イギリス	社債	3.032	2035年11月28日	0.83

(注1)投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

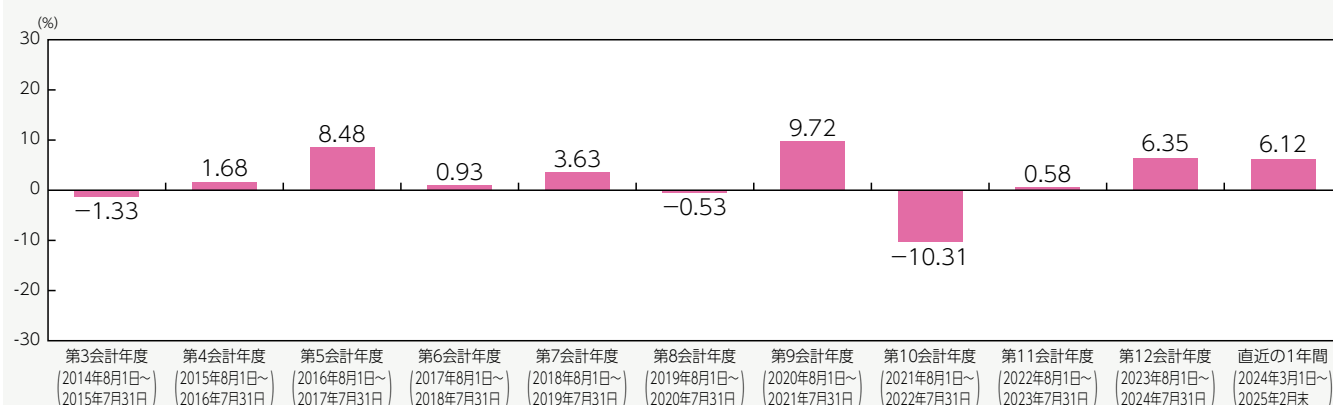
(注2)国の分類は、発行会社が主に業務を行っている国を基準としております。

収益率の推移

米ドル建クラス



豪ドル建クラス



(注1) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 会計年度末(または直近の1年間の期間末)の1口当たり純資産価格(当該期間の分配金の合計額を加えた額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末(または当該期間の直前の日)の1口当たり純資産価格(分配落ちの額)

(注2) ファンドにベンチマークはありません。

お申込みメモ

ご購入の申込期間	2025年2月1日から2026年1月30日まで (申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。) ※お申込みは「ファンド取引日」に限られます。 ※「ファンド取引日」とは、日本、ニューヨークおよびシドニーにおける銀行営業日、かつ、ニューヨーク証券取引所の営業日である「ファンド営業日」をいいます。なお、管理会社が別途「ファンド営業日」を決定する場合があります。
ご購入(申込み)単位	100口以上10口単位
ご購入(申込み)価格	ファンド取引日に受益証券の購入のお申込みを行うことができます。 申込みが取扱われるファンド取引日において決定される各クラスの受益証券1口当たり純資産価格を 購入価格とします。
ご購入(申込み)代金	国内約定日から起算して4国内営業日目までに、販売会社に対して、購入金額および購入手数料をお支払いください。 ※ここでの「国内約定日」とは、販売会社が購入注文の成立を確認した日をいいます。通常、お申込みの翌国内営業日となります。
ご換金(買戻し)単位	10口以上10口単位
ご換金(買戻し)価格	ファンド取引日に、受益証券の換金(買戻し)のお申込みを行うことができます。 申込みが取扱われるファンド取引日において決定される各クラスの受益証券1口当たり純資産価格を、 換金(買戻し)価格とします。
ご換金(買戻し)代金	国内約定日から起算して原則として4国内営業日目に、換金(買戻し)代金をお支払いいたします。 ※ここでの「国内約定日」とは、販売会社が換金(買戻し)注文の成立を確認した日をいいます。通常、お申込みの翌国内営業日となります。
申込締切時間	購入・換金(買戻し)の申込受付時間は、原則として、午後3時(日本時間)までとします。
ご換金(買戻し)制限	管理会社は、各ファンド取引日において、ファンドの発行済受益証券の10%超の換金(買戻し)請求を受領した場合には、受益証券の換金(買戻し)を制限することができます。
ご購入・ご換金(買戻し)の受付の中止および停止	管理会社の裁量によって、受益証券の購入注文が受け付けられないことがあります。また、以下の期間の全部または一部において、受益証券の換金(買戻し)を停止し、または換金(買戻し)代金の支払期間を延期することがあります。 (i) ファンドの投資対象の主要な部分について、上場、マーケット・メイク、取引もしくは取扱いがなされている証券取引所、商品取引所、先物取引所もしくは店頭市場が閉鎖されている(慣習上の週末および休日による休業日である場合を除きます。)、またはそのいずれかの取引所もしくは市場での取引が制限もしくは停止がなされている期間 (ii) ファンドが投資対象を処分することが合理的に実行することができないと管理会社が判断する状況または投資対象の処分により受益者に対して重大な損害を及ぼし得る状況が存在する期間 (iii) 投資対象の価値もしくはファンドの純資産総額の評価に通常用いられるシステム等の手段に障害が発生したことまたはその他の理由により、投資対象その他の資産の価値もしくはファンドの純資産総額を合理的もしくは公正に評価することができないと管理会社が判断する期間 (iv) ファンドの投資対象の換金(買戻し)または換金(買戻し)に伴う送金が、正常な価格または正常な為替レートで実行することができないと管理会社が判断する期間
償還日	ファンドは、2027年7月31日に終了する予定です。 ただし、管理会社が、受託会社と協議の上、受益者の利益のためと判断した場合には、事前にファンドを終了させる、またはファンドの終了日を延期することがあります。 ファンドの純資産総額が3,000万米ドルを下回った場合にも、管理会社は、受託会社と協議の上、ファンドを終了させることがあります。
決算日	毎年7月31日
分配	管理会社は、原則、各クラスの受益証券に帰属する利息収入(報酬控除後)の実質的に全てについて、分配を行う予定です。 原則、毎月最終ファンド営業日を分配基準日として、分配を宣言します。
信託金の限度額	特に定めがありません。
運用報告書	ファンドの会計年度の終了(毎年7月31日)およびファンドの運用の終了後に、期間中の運用経過およびファンドが保有する資産の内容などを記載した交付運用報告書および運用報告書(全体版)を作成します。 交付運用報告書は、販売会社を通じて投資者に交付されます。
課税関係	課税上は公募外国公社債投資信託として取扱われます。 ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。
その他	受益証券の申込みを行う投資者は、販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結する必要があります。このため、販売会社は「外国証券取引口座約款」その他所定の約款を投資者に交付し、投資者は口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する必要があります。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用			
ご購入(申込み)手数料	購入金額に 上限3.575%(税抜き3.25%) を乗じて得た額をご負担いただきます。 ご購入(申込み)手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。		
ご換金(買戻し)手数料	買戻し手数料はありません。		
投資者が信託財産を通じて間接的に負担する費用			
管理報酬	純資産総額の 年率1.49%		
手数料等	支払先	対価とする役務の内容	報酬率
管理会社報酬	管理会社	ファンド資産の運用・管理業務、 受益証券の発行・買戻業務	純資産総額の年率0.01%
投資運用報酬	投資運用会社	ファンドの投資運用業務	純資産総額の年率0.95% (投資運用会社は、投資運用報酬の一部を 副投資運用会社に支払います。)
販売報酬	販売会社	ファンドの受益証券の販売・ 買戻しの取扱業務	純資産総額の年率0.50%
代行協会員報酬	代行協会員	ファンドの代行協会員業務	純資産総額の年率0.03%
受託会社報酬	支払先	対価とする役務の内容	金額
	受託会社	ファンドの受託業務	年間10,000米ドル
その他費用・手数料	その他費用・手数料として、設立費用、組入れ有価証券の売買手数料、弁護士および監査人の報酬・費用、税金および行政関係諸費用、管理事務代行会社報酬、保管会社報酬、登録・名義書換事務代行会社報酬等を、ファンドを通じて間接的にご負担いただいております。 以上のその他費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率・上限額等 を示すことができません。		

※上記手数料等の合計額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

税金

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および住民税	利子所得として課税 分配金に対して20.315%(所得税15.315%、住民税5%)
ご換金(買戻し)時	所得税および住民税	譲渡所得として課税 譲渡益に対して20.315%(所得税15.315%、住民税5%)
償還時	所得税および住民税	譲渡所得として課税 償還益に対して20.315%(所得税15.315%、住民税5%)

- 源泉徴収税率は、2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率が適用されます。
- 上記は、2025年4月30日現在のものです。なお、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- 法人の場合は上記とは異なります。
- 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。